

## センターに関するQ&A

**Q.4** センターの部屋などの設備はどのようになっていますか？

**A.** センターの居室はすべて個室ですが、風呂、トイレ、洗面台、洗濯機などは共用です。そのほか食堂や教室などがあります。

**Q.5** どこで農業訓練を受けるのですか？

**A.** 農業訓練を行う場所はセンターとは別の場所になります。訓練場所とセンターの往復は、センターの車で移動します。

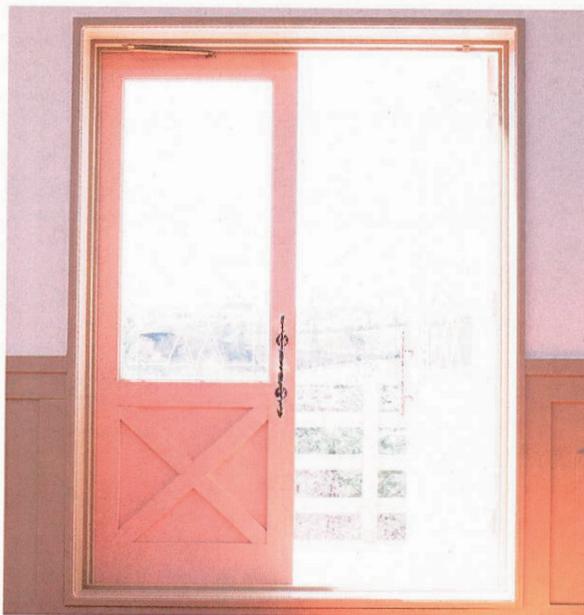
**Q.6** センターに入所するにはいくらかかるのですか？

**A.** センターに入所中の宿泊費と食費、そして農業訓練の費用はいずれも不要です。また、生活に最低限必要な歯ブラシなどの物品が支給されます。ただし、入退所時の交通費などは、原則として自己負担になります。

## 自立に向けて

農業訓練は原則として6か月で修了します。訓練が修了するまでに、退所後の住居と農業関係の仕事<sup>しゅじょう</sup>を確保<sup>かくほ</sup>できるよう、センターでは、農業関係の機関や公共職業安定所と連携し、支援します。

退所後は、刑期が満了<sup>まんりょう</sup>するまで、引き続き退所先の住居で保護観察を受けることになります。



センターへの入所を希望する場合は、担当の刑務所職員<sup>そうだん</sup>に相談してください。

令和8年2月発行

いはらぎしゅうぎょうしえん

茨城就業支援センター

# 茨城就業支援センターとは

茨城就業支援センターは、刑務所を出たあと、農業に従事して自立を目指す人のための施設です。センター入所中は保護観察官から社会生活上の指導等を受けながら、農業法人が行う農業訓練を受け、農業で自立するための知識や技術を身に付けます。

## 入所者

原則として、仮釈放を許された成人の男性

\*刑務所内での成績が良好で、農業訓練を受けて、将来、農業に従事して自立・更生しようとする意欲が高い人から入所者が選ばれます。

## 入所期間

原則として、6か月程度です。訓練開始の10日～14日前にセンターに入所し、訓練を行う準備をさせていただきます。

## センターの規則を守って生活しましょう

\*センターでは飲酒できません。

\*外出するときは、センター職員に外出先などを告げるようになってます。また、センターには、門限があります。門限以降の夜間外出はできません。

\*遵守事項(仮釈放期間中に守らなくてはならない決まりごと)に違反した場合は、仮釈放が取り消されて刑務所に戻されます。

## 目標に就農

農業での自立をめざして農業訓練に取り組みましょう。

センターは、退所後、農業関係の仕事に就いて自立するための準備の場です。なお、訓練では、米やサツマイモの栽培など実際の農業法人の職員と同じ作業を通じて、農業の基本的な知識や技術を身に付けます。

## 場所

センターは水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所に附設されています。



## センターに関するQ&A

**Q.1** センターには、希望すれば誰でも入れるのですか？

**A.** センターに入所できるのは①農業訓練及び将来の就農に意欲を持っていること(農業の経験は問いません)②センターでの集団生活への適応が見込めること③健康で農業訓練を受けることができる体力を有すること④原則として保護観察(仮釈放)期間が6か月以上確保できることなど、一定の入所条件を満たす必要があります。

**Q.2** 保護観察(仮釈放)の期間が6か月以上なければ入所できないのですか？

**A.** 農業訓練のカリキュラムが6か月間とされていますが、保護観察(仮釈放)期間が6か月未満の場合でも、入所が認められる場合もあります。

**Q.3** センターでの生活が嫌になったら退所できますか？

**A.** 仮釈放の手続きを経てセンターに入所することになるので、途中で勝手に退所することはできません。6か月間の農業訓練をやり遂げる決意をもって入所してください。